



# 島根県報

令和5年1月24日（火）

号外第5号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (2件)

( " ) 3

**告 示****島根県告示第54号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和708番1地先から同地先まで	前	メートル 17.27～ 26.43	メートル 21.85	雲南県土整備事務所	道路改良工事 減幅
			後	メートル 17.16～ 20.12	メートル 21.85		

## 島根県告示第55号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田頓原線	飯石郡飯南町頓原3984番1地先から同地先まで	メートル 41.60	令和5年 1月24日	雲南県土整備 事務所	

## 島根県告示第56号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町大野原849番2地先から同番3地先まで	メートル 8.72	令和5年 1月24日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	